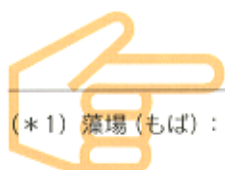




- 農村が持つ「生物資源保存機能」、「国土保全機能」、「アメニティ維持機能」などの環境保全機能に十分考慮しながら、農村の環境整備を進めます。
- 農業用排水路の整備に当たっては、その機能をそこなうことなく、水生生物、魚介類、水鳥など多様な生物が生息・生育できるよう整備を進めます。

エ 水辺環境の保全

- 河川や海岸、湖沼等の整備に当たっては、生物の生息・生育環境や親水性、景観等に配慮した工法の採用を推進します。
- 都市部における緑と水に親しめる空間としての役割が一層重視されている河川について、河川の持つ豊かな自然と美しい景観を活かした水辺環境の保全と復元を図ります。
- 水辺の生態系を保全するため、河川改修に当たっては、瀬や淵の整備や魚がのぼりやすい魚道を整備するなどの多自然型川づくりを進め、水生生物のすみやすい環境の整備を進めます。
- 河川の自然浄化機能の維持や水生生物の生息に必要な水の流れの確保に努めます。
- 砂防設備の配置、構造に関する方針を示す計画を策定し、自然環境・景観や利用特性、地域の歴史・文化に係る社会特性を考慮した砂防事業を推進します。
- 魚類や野鳥等の生息環境である自然海岸や藻場^{*1}の保全に努めます。
- 生態系や景観など自然環境に配慮した身近な水辺空間や階段護岸等の河川・海岸保全施設の整備を進めます。



(※1) 藻場(もば)：沿岸で海中に海草の繁茂しているところで、魚類がよく集まるとされている。